かめろうき会報

令和4年1月号(第177号)

新年のご挨拶

皆様、あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、旧年中は当協会支部の活動・事業運営に格別のご理解、 ご協力を賜りましたことを改めまして厚く御礼申し上げます。また、日頃より賜っており ます亀戸労働基準監督署をはじめ各団体からのご指導ご鞭撻に、心より感謝申し上げます。

さて、令和3年を振り返ってみますと、残念ながら新型コロナウイルス感染症に始まり、 当協会支部が開催を予定していた主要な講習会等行事のほとんどが中止となり、開催した 行事についても人数制限、座席指定等を行い開催内容の変更をせざるを得ない状況となり、 会員の皆様には大変ご不便をお掛けいたしました。そして、昨年末の時点では、コロナ感 染者数が落ち着きを見せ社会経済活動も正常化に向かうことが期待されましたが、本年に 入ってから、感染力が極めて強い新たなコロナが猛威をふるっており、先行きが不透明な 状況が続いております。

またこの状況は、経済への影響も強く懸念されるところです。感染拡大の抑制と、新型コロナウイルス感染症で傷んだ経済・社会の立て直しが急務であります。経済再生への新たな経済対策を迅速かつ着実に実行していただきたいと思います。

コロナ禍のなかで、わたしたちの生活スタイルや、事業所を取り巻く労働環境が一変し、 テレワーク等これまでにない柔軟な働き方が定着しつつあります。新しい生活様式のもと、 働き方改革関連法が施行されて以来、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇 用形態にかかわらない公正な待遇の確保等の措置を講じることが必要になりました。

労働災害防止対策については、第13次労働災害防止計画が最終年度をむかえることになります。

東京労働局の運営方針に沿って、当協会支部といたしましても会員の皆様のお役に立てるよう講習会、実務講座や研修、ホームページの内容と機能の充実に努めてまいりたいと考えております。今後も亀戸労働基準監督署を中核として、関係行政機関、東京労働基準協会連合会をはじめ、諸団体の皆様や江東地区の事業所の皆様と一丸となり「Safe Work Tokyo」のロゴマークのもと、いっそう充実した労働安全衛生推進活動を進めてまいりたいと思います。

会員の皆様には、引き続き一層のご支援をお願い申し上げるとともに、新型コロナウイルス感染症の1日も早い終息と、この一年がよりよい年になりますよう、皆様のご健勝とご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

株式会社 フジクラ 支 部 長 上 正 浩 池 副支部長 株式会社 IHI 真 宮 \blacksquare 副支部長 トーヨーカネツ 株式会社 山浩 輔 横 副支部長 株式会社 竹中工務店 東京本店 奥 田健史 問 株式会社 竹中工務店 東京本店 石 田 泰 巳 顧 外 役 員 一 同 事 務

新年のご挨拶



亀戸労働基準監督署 署長 戸 谷 和 彦

新春を迎え謹んでお慶び申し上げます。

東京労働基準協会連合会亀戸労働基準協会支部並びに会員の皆様には平素より労働基準行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

約2年間にも及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響で経済

は大きな打撃を受け、市民生活もかなりの制約を受けました。昨年末の時点では、感染者数が落ち着きを見せたものの、本年に入ってから、感染力が極めて強い新たな変異株が猛威をふるっており、先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況下においてこそ、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」を実現するため、 長時間労働の抑制、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けて「働き方改革」を継続して推進する必要があります。

また、ウィズコロナの新しい働き方としてのテレワークが広がりを見せる中、情報通信技術を活用した働き方は雇用契約に限らず拡大しており、雇用契約によらない働き方や副業・兼業が広がる可能性が高まっています。

本年、亀戸労働基準監督署では、江東区で働く方々が安心して安全に働くことができるように職員が一丸となって、次の施策を中心に取り組んでまいります。

- ① 働きやすい職場環境を実現するため、長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止に向けた監督指導の徹底。
- ② 大量整理解雇等のおそれのある事業場を把握した場合には、雇用維持に努め、関係 法令が遵守されるよう啓発活動の実施。
- ③ 安全衛生対策については、建設業、道路貨物運送業、保健衛生業を中心とした産業に対する労働災害防止の取組を一層進めるとともに、増加する高齢者の労働災害防止のための取組の推進。
- ④ 労働保険制度の適正な運営、新型コロナウイルス感染症に関する労災請求の勧奨。
- ⑤ 最低賃金については、事業場内での最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業場を支援する業務改善助成金の周知。

こうした施策の推進には、会員の皆様方のご協力が不可欠でございます。

皆様のご期待に応えられるよう積極的に取り組む所存ですので、引き続き貴会及び会員 の皆様方のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴会及び会員の皆様方の今後の益々のご発展とご健勝を祈念致しまして、簡単ではございますが、新年の挨拶とさせていただきます。

職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

対象となるのは?

- ■感染経路が業務によることが明らかな場合
- ■<u>感染経路が不明の場合でも、</u>感染リスクが高い業務※に従事し、 それにより感染した蓋然性が強い場合
 - ※ (例1) 複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ※ (例2) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、 業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- ■症状が持続し(罹患後症状があり)、療養等が必要と認められる場合 も保険給付の対象

労災保険の種類

詳しくは厚生労働省HPのQ&A (項目「5労災補償」)をご覧ください▶

業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

また、**保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。**感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

療養補償給付

- ①労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ②やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい 後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

- ■給付日:休業4日目から
- ■給付額:休業1日あたり給付基礎日額の8割(特別支給金2割含む)
 - *原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、 遺族補償一時金などを受け取ることができます。

■お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ

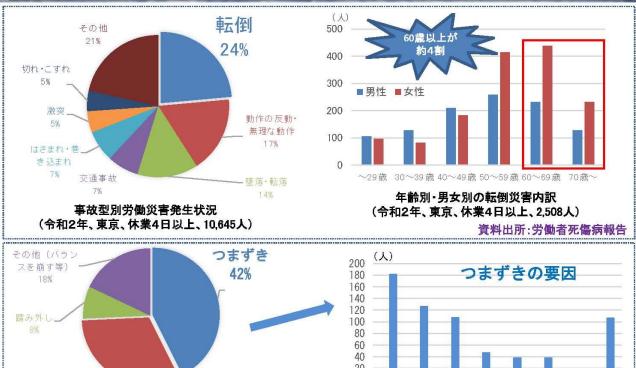


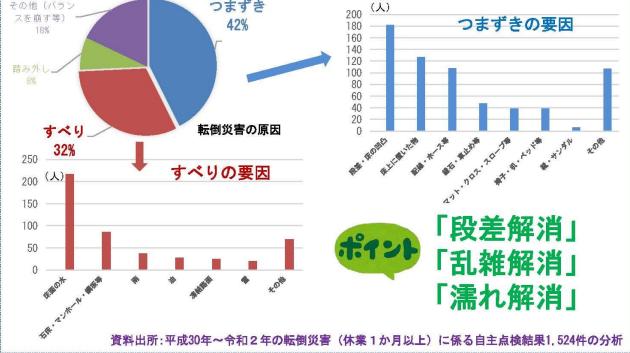


厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2021.12)

◆ 都内における労働災害全体の約4分の1を転倒災害が占める シ 転倒災害のうち60歳以上の労働者の占める割合は約4割 シ 転倒災害防止の基本は「段差解消」、「乱雑解消」、「濡れ解消」 シ 冬季には気象状況(出張先含む)を踏まえた転倒災害防止対策が重要 シ 働く高齢者の特性に配慮した転倒災害防止対策が必要

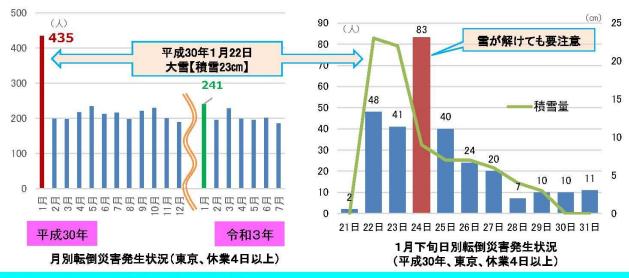






大雪発生時の状況(令和3年データは10月末時点での暫定値)

- ▶ 平成30年1月22日、都心においても積雪23cmを記録し、積雪・凍結が原因 と思われる転倒災害が大幅に増えました。
- ▶ 冬季の転倒災害の発生は、特に天候による影響を大きく受けます。
- ▶ 雪が解けても路面凍結の可能性が高く、屋外の移動・作業は注意が必要です。
- 寒冷地への出張時の転倒災害にも注意が必要です。



冬季における転倒防止対策

気象状況等を踏まえ、降雪が本格化する前に、次の事項を準備しましょう。

ポイント1

気象情報の活用によるリスク低減の実施

- ▶ 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
- ➤ 警報·注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
- > 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

ポイント2

通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底

- ▶ 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
- ▶ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
- ▶ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
- ▶ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し
- ▶ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所(屋外通路や駐車場等)における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨

ひと休み

耐滑靴といえども注意が必要!

転倒防止には、靴選びが非常に重要です。靴を選ぶにあたっては、概ね右の5つの基準があります。

今回は、その中の「靴底と床の耐滑性のバランス」について考えてみましょう。

一口に滑りにくい靴と言ってもすべての路面に対応できる靴はありません。「水・油用」、「氷上用」、「粉体上」などの目的によりその対策は異なるためです。 市販されている耐滑靴の多くは「水・油用」で、**雪や氷の上では滑ることがある**ため、 凍結した路面がある冬季の屋外使用では注意が必要となります。

凍結した路面には、ピン・金具付きや靴底が柔らかく深い溝のある靴が効果的です。昨今は、ゴムバンドやマジックテープなどで靴底に固定する着脱可能な「靴用アタッチメント」もあるため、簡単に冬季用の靴を用意できます。

転倒予防のために適切な「靴」を選びましょう

【靴の選択リーフレット】⇒ https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000838433.pdf



高年齢労働者の転倒災害の防止対策

高年齢になると筋力、平衡機能、視力(薄明順応)、反射神経の機能低下などにより転倒しやすくなることから、心身機能の低下を踏まえた対策が必要です。

ポイント1

設備面の対策(身体機能の低下を補うハード面の対策)

床の凹凸・段差の解消、滑り止めの設置、明るさの確保、手すりの設置、段差などへの注意表示

ポイント2

管理面の対策

- ▶ 4S(整理・整頓・清掃・清潔)の実施(例:荷物などは通路に放置しない)
- ▶ 作業手順書の作成(例:床に水たまりがあったらすぐに拭き取る)
- ▶ 作業者教育、災害事例の周知(例:企業内の災害事例を共有)
- ▶ 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握※ 厚生労働省「転倒等リスク評価セルフチェック票」の活用も有効です

ポイント3

労働者に求められる事項

- ▶ 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に 努める
- ▶ 事業者が実施する体力チェックに参加する
- ▶ ストレッチ、軽いスクワット運動による基礎体力の維持、生活習慣を改善する
- ▶ 適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善

厚生労働省では、令和2年3月「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(通称:エイジフレンドリーガイドライン)を策定しました。 **奥際教**卿

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう!

【ガイドラインリーフレット等】⇒

まずは自主点検を行いましょう

事前の準備は、安全委員会の委員等による職場巡視を実施し、下のチェックリスト等を活用して設備等の点検を行い、必要な改善や労働者の意識啓発を行いましょう。

チェック項目(冬季用)			
1	身の回りの整理・整頓を行っていますか 通路、階段、出口に物を放置していませんか		
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いてい ますか		
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか		
4	転倒を予防するための教育を行っていますか		
5	作業靴は、作業現場に適したものを選び、定期的に点検していますか (耐滑性のある靴は、雪や氷、粉による滑りには適用していません)		
6	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、 周知していますか		
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけてい ますか		
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか		
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか		
10	天気予報に気を配っていますか		
11	時間に余裕をもって歩行、作業を行っていますか		
12	駐車場の除雪・融雪は万全に、出入口などにも注意していますか		
13	職場の危険マップ、適切な履物、歩行方法などの教育を行っていますか		

冬季前に転倒災害防止対策を行いましょう!

東京労働局では、

Safe Work TOKYO

を展開しています

ST○P!転倒災害

安全衛生に関する資料を用意しています

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/topics/2017/9_00002.html

「業務改善助成金特例コース」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい 中小企業事業者を支援する助成金ができました

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金(事業場で最も低い賃金)を30円以上引き上げ*、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

■申請期限:令和4年3月31日まで

※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までに遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を 行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費(=関連する経 費)についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者(事業場)

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年 4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同 期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げている こと(引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。)

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により*、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを 定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
 - ※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
 - ※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費 (関連する経費)がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率	助成額	助成率	
	最大100万円	3/4 ※対象経費の合計額×補助率3/4	

助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産性向上等に資する設備投資	機械設備*、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など
等	**PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増 設など

^{※「}関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

特例コースの活用

ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出 (締切は令和4年3月31日(木))^{※1}



交付決定後、提出した計画に沿って取り組み^{※2}を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支 給

- ※1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。 また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に 募集を終了する場合があります。
- ※2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

助成額の上限

		1人	30万円
1.70元五	引き上げ 労働者数	2人~3人	50万円
上限額		4人~6人	70万円
	!	7人以上	100万円

■助成金の要綱・要領や、申請書の 記載例を掲載している「申請様式」 等は、こちらからダウンロードでき ます。



[参考]

◆日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

特例コースの活用例(「関連する経費」の助成対象の拡充)

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

	デリバリーサービスを拡大	サテライトオフィスを設置
A 生産性向上等に 役立つ設備投資等	飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入	サテライトオフィスを設置し、リモート ワークの環境を整備するため、テレワー ク関連機器を新たに導入
B 関連する経費	これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリー・サービスを拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝(広告宣伝費)を実施	テレワーク関連機器の導入に合わせて、 コピー機、プリンター、事務机・椅子等 も導入し、サテライトオフィスの業務環 境を整備
成果	配達の効率化とサービス内容の幅広い 周知により、多くの顧客を獲得し、生 産性が向上	オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや 業務効率化が図られ、生産性が向上

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号:03(6388)6155(受付時間 平日8:30~17:15)

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です。



業務改善助成金の特例コースの活用例

(「関連する経費」の助成対象の拡充)

くケース 1>

助

成

坟

対

象

飲食店において、配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客 を獲得し、生産性が向上した例

通常コースの取扱い

デリバリー用バイクの導入

デリバリーサービスを 拡大するに当たり、ワゴ ン車だけでなく、機動的 に配送できるデリバリー 用3輪バイクを導入



ティクアウト

できます



特例コースの取扱い

デリバリー用バイクの導入

デリバリーサービスを 拡大するに当たり、ワゴ ン車だけでなく、機動的 に配送できるデリバリー 用3輪バイクを導入





特 例 0

対

象

経

広告宣伝費の活用

これまでの店舗内飲食だ ティクアウト けでなく、デリバリー・ サービスをさらに拡大した ことを幅広く周知するため に、広告宣伝を実施



広告宣伝費の活用

これまでの店舗内飲食だ けでなく、デリバリー・ サービスをさらに拡大した ことを幅広く周知するため

に、広告宣伝を実施

※ 現行制度では広告宣伝費は認められていない。

くケース 2>

サテライトオフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能 性アップや業務の効率化が図られ、生産性が向上した例

通常コースの取扱い

テレワーク機器を導入

新たにサテライトオ フィスを設置し、リモ トワークの環境を整える ため、テレワーク関連機 器を新規に導入





特

例

0

対

象

経

特例コースの取扱い

テレワーク機器を導入

新たにサテライトオ フィスを設置し、リモー トワークの環境を整える ため、テレワーク関連機 器を新規に導入





備品等購入費の活用

テレワーク関連機器導力 に合わせて、「コピー機、 事務机・椅子 プリンター、 等」も導入し、サテライト オフィスの業務環境を整備



※ 現行制度では備品等購入費は認められていない。

備品等購入費の活用

テレワーク関連機器導入 に合わせて、「コピー機、 プリンター、事務机・椅子 等」も導入し、サテライト オフィスの業務環境を整備



対 象 外

成

行 事 予 定

- - (1) 日 時 令和4年2月15日(火)午後2時00分~午後4時30分 場 所 江東区亀戸文化センター(カメリアプラザ)9階 第2研修室
 - (2) 日 時 令和4年2月17日(木)午後2時00分~午後4時30分場 所 タワーホール船堀 4階 研修室
- 2 **KYT (危険予知訓練) 研修会 (亀戸・江戸川労働基準協会支部共催)** 令和4年2月21日、24日に予定していましたが、新型コロナウイルス感染症 の感染拡大の状況をみて、研修内容から中止することにしました。
- 3 雇い入れ時安全衛生教育研修(亀戸・江戸川労働基準協会支部共催)
 - (1) 日 時 令和4年4月12日(火)午前9時20分~午後4時30分 場 所 タワーホール船堀 2階 瑞雲の間
 - (2) 日 時 令和4年4月14日(木)午前9時20分~午後4時30分 場 所 江東区亀戸文化センター(カメリアプラザ)5階第2研修室
- 4 正副支部長会議

日 時 令和4年4月15日(金)午後3時00分~ 場 所 江東区亀戸文化センター(カメリアプラザ)6階第3会議室

- 5 支部幹事会
 - 日 時 令和4年4月20日(水)午後3時00分~ 場 所 江東区亀戸文化センター (カメリアプラザ) 5階 第2研修室
- 6 令和4年度支部会員総会

日 時 令和4年5月19日(木)午後4時30分~ 場 所 アンフェリシオン

【新型コロナウィルス感染症の会議、講習会における対応について 】 新型コロナウイルス感染症対策としてマスクの着用をお願いします。 また、感染の流行状況等により、直前であっても開催を中止する場合がありますの でご了知願います。